

特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める告示案に対して
提出された意見及びそれに対する総務省の考え方

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	個人	地上アナログテレビ放送を廃止し、地上デジタルテレビ放送の導入での「VHF 帯」における「V-High」での「4K・8K」の構造では、IoT 機器に接続した状態での「Wi-Fi (ワイヤーレスローカルエリアネットワーク)」が基準に成る構造と、私は考えます。具体的には、「MCA (マルチチャンネルアクセス)」に対し、「通信衛星回線 (サテライトシステム)」での「DFN (ダイナミックフレカンシーセレクション)」の構造が必要と、私は思います。要約すると、「送受信及び処理能力」での「キャパシティー (容量)」における「限界値 (リミッター)」を設定するべきと、私は考えます。	ご意見については今後の参考とさせていただきます。	なし